

パートタイム労働者就業規則

2012（平成24）年10月1日 制定

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、一般社団法人電子情報通信学会中国支部（以下、「中国支部」という。）に雇用されるパートタイム労働者の労働条件、その他就業に関する事項を定めるものである。

2 この規則に定めのない事項については、労働基準法その他の関係法令の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において『パートタイム労働者』とは、第2章の定めにより採用された者で所定労働時間が1日7時間以内、1週35時間以内の契約内容で採用された者、または特定の日に勤務する者をいう。

（規則遵守の義務）

第3条 パートタイム労働者はこの規則ならびに業務上の指示命令を遵守し、その職責を誠実に遂行しなければならない。

第2章 採用

（採用）

第4条 中国支部は、パートタイム労働者の採用にあたっては、就業を希望する者の中から選考して採用する。

（労働契約の期間等）

第5条 中国支部は労働契約の締結に当たって期間の定めをする場合には、3年の範囲内で、契約時に本人の希望を考慮の上各人別に決定し、別紙の雇用契約書で示す。

2 当該契約について更新する場合又はしない場合の判断基準は、以下の事項とする。

- (1) 契約期間満了時の業務量により判断する。
- (2) 従事している業務の進捗状況により判断する。
- (3) 当該パートタイム労働者の能力、勤務態度により判断する。
- (4) 中国支部の経営状況により判断する。

（労働条件の明示）

第6条 中国支部は、パートタイム労働者の採用に際しては、雇用契約書及びこの規則の写しを交付して労働条件を明示する。

第3章 服務規律

（服務）

第7条 パートタイム労働者は、業務の正常な運営を図るため中国支部の指示命令を守り、誠実に服務を遂行するとともに、次の事項をよく守り、職場の秩序の保持に努めなければならない。

- (1) 中国支部の名誉、又は信用を傷つける行為をしないこと。
- (2) 中国支部等の機密事項を他に漏らさないこと。
- (3) みだりに遅刻、早退、私用外出及び欠勤をしないこと。やむを得ず遅刻、早退、私用外出及び欠勤するときは、事前に上司に届け出ること。
- (4) 勤務時間中は、みだりに定められた場所を離れないこと。

- (5) 許可なく職務以外の目的で中国支部の施設、物品等を使用しないこと。
- (6) 職務を利用して自己の利益を図り、また不正な行為を行わないこと。

第4章 労働時間、休憩及び休日

(労働時間及び休憩)

第8条 パートタイム労働者の所定労働時間（始業時刻、終業時刻、休憩時間）は、個別に雇用契約で定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務の都合その他やむを得ない事情により始業及び終業の時刻並びに休憩時間を繰り上げ又は繰り下げることがある。
- 3 休憩時間は、自由に利用することができる。

(休日)

第9条 休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日（法定休日）及び土曜日
- (2) 国民の祝日（振替休日を含む。）及び国民の休日
- (3) 年末年始（12月29日より、1月3日まで）
- (4) その他、中国支部が指定する日については、雇用契約で定める。
- 2 前項の規定にかかわらず、業務の都合上やむを得ない場合は、あらかじめ他の日と振り替えることがある。ただし、休日は4週間を通じ8日を下回らないものとする。

(時間外、休日及び深夜)

第10条 中国支部は、第8条1項で定める労働時間を越えて労働させ、また第9条で定める休日に労働させないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務の都合上やむを得ない場合は、1日の労働時間が8時間を越えない範囲内で労働させることができる。
- 3 深夜（午後10時から午前5時）労働は、行わせないものとする。

(年次有給休暇)

第11条 6ヶ月以上継続して勤務し、中国支部の定める所定労働日数の8割以上出勤したときは、次表のとおり年次有給休暇を与える。

所定労働時間（週）	所定労働日数（週）	雇入れの日から起算した継続勤務期間の区分に応ずる年次有給休暇の日数						
		6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月以上
30時間以上		10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間未満	5日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	4日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	3日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	2日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日
	1日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

第5章 賃金

(賃金構成)

第12条 賃金は、次のとおりとする。

- (1) 基本給 時間給とし、職務内容、成果、能力、経験等考慮して各人別に雇用契約書において定める。
- (2) 諸手当
 - 通勤手当 交通機関を利用した場合には、通勤に要する実費を支給する。ただし、自転車や自動車などの交通用具を使用している場合は、別に定めるところによる。
 - 休日労働手当 第9条の休日（その他、中国支部が指定する日は除く）に労働させたときは、次の計算式により計算して支給する。

法定休日（日曜日）：[基本給×1.35×休日労働時間数]
法定休日以外の休日：[基本給×1.25×休日労働時間数]

（賃金の締切日及び支払日）

第13条 賃金は毎月1日から月末までの期間について計算し、翌月20日（その日が休日のときはその前日）に支払う。

（賃金の控除）

第14条 賃金の支払に際して、給与所得税、社会保険料等、法令に定められた金額を控除する。

2 遅刻、早退及び私用外出等により不就労については、その時間に対応する基本給を支給しない。

（昇給）

第15条 1年以上勤務し、成績の優秀なパートタイム労働者については、その勤務成績、職務遂行能力等を考慮し昇給を行う。

2 昇給は、1年を超えて勤務する場合に、原則として年1回とし、12月勤務開始時から1年経過するごとに、その勤務成績、職務能力を考慮して実施する。

第6章 解雇及び退職

（解雇）

第16条 パートタイム労働者が、次の各号のいずれかに該当するときは解雇する。

- (1) 精神又は身体に障害を生じ、もしくは虚弱、疾病のため業務に耐えられないと認められたとき。
- (2) 出勤常ならず改善の見込みのないとき。
- (3) 業務上指示命令に従わないとき。
- (4) 中国支部の許可を得ないで、他の会社等に雇用され、あるいは、自己営業を行い、中国支部が不都合と認めたとき。
- (5) 中国支部の経営上の理由にて継続雇用の必要を認めなくなったとき。
- (6) その他各号に準ずる理由があったとき。

（解雇予告、予告手当）

第17条 中国支部は前条による場合、30日前に予告するか、または30日分の平均賃金を支払って解雇することができる。

2 予告日数は、1日について平均賃金を支払った場合はその日数を短縮する。

（退職）

第18条 パートタイム労働者が次の各号のいずれかに該当するときは、退職とする。

- (1) 契約の更新がない旨あらかじめ明示されている場合、その契約が満了したとき。
- (2) 契約期間終了の30日前までに中国支部または本人からの契約更新を行わない旨の意思表示があり、その契約が満了したとき。
- (3) 契約期間満了以前において、本人の都合により退職を申し出て承認された時、又は、退職の申し出をしてから14日を経過したとき。
- (4) 第16条の規定により解雇されたとき。
- (5) 本人が死亡したとき。

（退職手続き）

第19条 パートタイム労働者が自己の都合により退職しようとするときは、少なくとも30日前までに文書で退職の申し出をしなければならない。

第7章 安全及び衛生

(安全衛生)

第20条 パートタイム労働者は就業にあたり、安全及び衛生に関する諸規則、及び作業心得を守るとともに、中国支部事務局責任者の指示に従わなければならない。

- (1) 作業条件、施設等の衛生上の改善及び疾病の予防
- (2) 健康管理上必要な措置

(健康診断)

第21条 引き続き1年以上雇用され、または1年以上の雇用の予定があるもので、週の所定労働時間が28時間を越える場合、定期健康診断を実施する。

第8章 災害補償

(災害補償)

第22条 パートタイム労働者が業務上負傷し、疾病にかかった場合は、労働基準法によるほか、労働者災害補償保険法の定めるところにより補償する。

第9章 社会保険の加入

(社会保険の加入)

第23条 中国支部は、パートタイム労働者について、労働保険、社会保険など、常態として法令に定められた基準に達したときは加入の手続きをとる。

附則

この規則は、2012（平成24）年10月1日より実施する。

この規則の改正は、中国支部の運営委員会の承認を得るものとする。